

令和3年度第1回 舞鶴市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和3年8月10日（火） 午後1時45分～4時15分 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室（Web会議）	
出席委員氏名	たか はし ゆき お 高橋 行雄（弁護士） 委員長 たまだ かずや 玉田 和也（舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授） かみ こあきお 上子 秋生（学校法人立命館大学教授） 委員長代理	
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会あいさつ（堤副市長） 2 委員長代理あいさつ（上子委員） 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入札及び契約手続きの運用状況等の報告 入札状況等について事務局より報告 (2) 令和2年4月～令和3年3月までの建設工事（抽出工事）に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明 (3) 入札契約手続きの改善に関する審議 平成30年7月の改正以降の実施状況を説明 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・次回の抽出担当に玉田委員を選出した。 ・次回の開催は令和4年1月又は2月を予定する。 	
審議対象期間	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	
抽出案件	総件数	5件
	一般競争入札	4件
	指名競争入札	1件
		（備考） 入札対象件数 133件
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	<p>議事(1)関係 辞退の場合は、様々な角度からの分析を進めるのが大切である。</p> <p>議事(2)関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式を採用する基準等があってもよい。 ・変更については、基準を明確にする。ただしそれを絶対視するのではなく、それを超える場合の現実的な手続きを定めておくのがよい。 ・制度見直しの取り組みが前進している。 ・制度の信頼性の面からも1者入札をできるだけ避けるのがいいと思うが、特殊な場合は仕方ない部分もあり、そこに至ったエビデンスをしっかりと残す必要がある。 <p>議事(3)関係 予定価格の事後公表の試行の実施及び最低制限価格制度の運用の改善について引き続き検討をお願いしたい。</p>	

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
<p>CORINSデータを利用した分析は、なかなかおもしろい。</p> <p>「発注者別」のグラフをみると、舞鶴市内における公共工事に占める舞鶴市発注の比率が少ないのが分かる。</p> <p>その他の公共工事を請けておられる業者さんから見ると仕事のバランスの取り方が難しいと思う。仕事が重なるとか災害が重なるとかの大きな要素で随分辞退に影響しているのがよく見える。</p> <p>ただ、辞退には、仕事がひっ迫したとか重なったとかの要因の他に、自ら意図する場合もあるので様々な角度からの分析を進めるのが大事だと思った。</p>	
<p>「発注者別」のグラフを見ると、国や府等の発注金額が大きく影響している中、発注の平準化と言う意味では、舞鶴市は比較的頑張っているように思える。</p>	<p>舞鶴市だけを抜き出すと、それほど平準化にはなっていないかもしれませんが、全体で比べると平準化されていると思います。</p>
<p>コロナ関係で何か影響を受けているようなところはあるか。</p> <p>令和2年の建設工事の契約額が少なめになっているのはどのような要因か。</p>	<p>市の発注に関して、建設業はコロナの影響をあまり受けていません。</p> <p>H30は「最終処分場」の工事がありましたので高くなっていますが、それを除くと減少傾向と言えます。</p>

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出のポイント (高橋委員長)
<ol style="list-style-type: none"> ① 総合評価方式の特別簡易型を採用した。それがどのように機能したか。 ② 辞退者が多い。と同時に変更率が異常に高い(45%)。当初からそれを見越していたら競争性にどのように影響したか。 ③ 最低制限価格の価格変動が適用された。それがどのように作用したか。 ④ 金額が大きい。参加者3者の内2者が最低制限価格未滿。落札率が比較的高く、実質的に競争は働いたか。 ⑤ 参加1者で落札率が100%。予定価格をどのように設定したか。

① 田辺城趾北側園路整備工事

意見・質問	回答等
<p>工事の内容は比較的単純で、特別な技術が求められるとは思えないが、総合評価方式を採用した理由やこの工事を選んだ基準等があれば教えてほしい。</p> <p>また、入札方式はどこでどのように決めているのか。</p>	<p>総合評価方式は、年に1・2回は行うことになっており、本件の発注のタイミングが合ったものです。</p> <p>特別簡易型の総合評価方式は工事の内容が影響しませんが、良い工事成績を取った技術者が次に生かせるものです。</p> <p>入札方式は、全体で今後のバランス等を考え、最終的に内部の委員会で決定しています。</p>
<p>年に1・2回とかではなく、こういう場合に行うという基準をはっきりさせる事も考えるのがよい。この方式が生きてよかったと言える工事を選んでほしいと思う。</p> <p>事務の練度を上げるのはいいが、業者・役所の手間が通常の工事と変わらないのであればよいが、すごく大変なのであれば考えたほうがよいと思う。</p>	<p>年々、発注額が減っている中で、特殊な方法も継続しないと事務のレベルが落ちてしまうことも考えています。</p> <p>いただいた意見も参考にし、内部で検討したいと思います。</p>

② 特定環境保全公共下水道管布設（西神崎第31）工事

意見・質問	回答等
<p>入札結果表に「不参」と記載があるが、今まで見ていないように思うがどうか。</p>	<p>辞退届が提出されていない業者を「不参」と表示しています。</p> <p>今までもありましたが、少額になると割合が増えます。また、統計上は辞退に含まれていません。</p>
<p>変更契約が必要になった理由は何か。</p> <p>本来の工事に思わぬ要素が出てきたと言うことなら別だが、他の事情があるかもしれないというのはいかがなものか。それにあまりにも変更率が高い（45%）。</p> <p>変更する場合の基準があったはずだが、その観点から見てどうなのか。</p> <p>それだと、変更の基準があつてないようなもので、30%と言うのは何なのかと言うことになる。</p>	<p>令和元年度水洗化工事について、水洗化の要望をいただいたものですが、工事を進める中で、別家屋について将来的に下水道管を入れたいとの要望が工事を発注してから判明しましたので変更の対応としました。</p> <p>変更については、市の内規で3割を超えないようになっています。</p> <p>今回は、将来的に水洗化があると分かったのが契約後でした。もし、工事が終わってから下水道管を入れるとなると、再度、新しい管が必要になり、無駄な予算が必要になりますので、今回については仕方なかったと考えています。</p> <p>当初の競争が無意味になってしまうような変更は駄目で、全く別物になってしまうような変更は認められるものではありませんが、別物でない場合は、30%を超える理由が仕方のないものであれば、契約を分けるとか変更は仕方ないとの考え方になります。</p>

<p>この変更は、一定の手続きを踏んでいるのか。変更で行くという市役所内での意思決定はどのように行ったのか。</p> <p>30%を超えるような場合の決裁区分や理由など、市での具体的な文書上の基準はあるのか。</p> <p>それだと30%の基準はあって無いようなもの。予期せぬ障害物が出てきたのではなく直接関係ない理由が該当するのか、又、今回基準を超えた理由は該当するのか。具体的に基準を超える場合はどうか、決裁区分とか明確にしたほうが良いと思う。</p>	<p>3割を超える変更に関しては、課長が責任を持って必要との文書を作成し、決裁を受けるようにしています。今回の決裁は金額区分が次長決裁の範囲でした。</p> <p>変更についての考え方は、研修会等で周知していますが、今回のような場合と通常の変更の場合で基準が異なるということはありません。</p> <p>過去にも監視委員会で大きな変更について取り上げていただきました。指摘いただいた部分について内部の規定がない状態なので、課題の一つとして検討したいと思います。</p>
<p>増額の理由は仕方ないとも考えられるが、部内で許容するのではなく、前向きな姿勢で必要な手続きを踏んでエビデンスを残すことが必要と思う。</p>	
<p>基準を明確にする。ただし、それを絶対視するのではなく、それを超える場合の現実的な手続きを定めておくことをお勧めする。</p>	

③ 旧市立舞鶴市民病院（棟）電気設備改修工事

意見・質問	回答等
<p>最低制限価格の価格変動の制度について業者からの反応はあったか。</p>	<p>この制度は、平成30年7月から行っていますが、業者からの不満等は聞いていません。</p>
<p>結果として落札金額はあまり変わらなかった。僅差で安い者が失格して一番高い業者が落札しているので不合理感はあまり改善されなかった。もっと納得のできるような結論が出る運用はないのか検討の材料になる。</p>	
<p>以前のように、再入札で当初の金額よりも高い入札価格にすることに比べれば効果は出ていると思う。</p> <p>落札率(91.1%)については、電気工事という資材の経費が大きい仕事であることを考えると、それほどおかしくはないと思う。</p>	
<p>積極的な取り組みにより以前の制度に比べより良い結果が得られていると評価できる。</p> <p>新しい制度は、やればやるほど次々と新しい課題が出てくるのが常なので1つの過程と</p>	

して前を向いて改善している部分はないのか。	
予定価格については、自分の裁量で下げることは出来ないと言う理解でよいのか。	設計額が算定された後に予定価格を切るのは歩切と言って、厳に慎まなければならないことが国からも通知が出ています。積算の中で精査するのはよいが、積算した後に切るのはよくありません。

④ 旧市立舞鶴市民病院（西棟）給排水設備改修工事

意見・質問	回答等
変更契約が発生しているが、前回、一覧資料に含まれていなかったのは何故か。	3月に変更しましたので当時の資料に入っていなかったものです。
僅かな差で、金額の高い方が落札する不合理としては抽出No3と同じような課題をかかえている。 予定価格と最低制限価格の間が近すぎるのではないのか。 他の工種と比べると最低制限価格は高いような気がするが、どのような基準なのか。	最低制限価格について、国が定めるモデル式では上限が92%となっています。 H31の改正で上限が92%になり、下限は75%になりました。計算上殆ど90%に近くなり、下限を下回るようなことにはなりません。 工事の積算内容を当てはめて算定しますが工事金額が大きいほど最低制限価格も高めになる傾向があります。
最低制限価格についても、多少は上下に移動させる余地はあるか。	工事の難易度等により結果的に僅かではあるが国のモデル式の結果から動きます。
一覧表を見ると、旧市民病院の管工事は2工事をそれぞれJVを対象に発注しているが、1件として発注できないものか。 また、旧市民病院に関連する工事は今回の抽出案件以外にもあるが、これらの切り分け方の基準はあるか	旧市民病院の工事については、建築・電気・管工事・給排水工事・空調と可能な限り業種を分けて発注を行いました。これは、多くの業者に機会を与える方針で分割発注しているものです。
最低制限価格の問題は、国が最低制限価格で業者を保護しようとしているところに根本的な問題があって、業者保護は別途考えるべきと思っている。 その点で最低制限価格の変動制度は、難しさはあっても出来るだけ活用する方が少しでも合理性の方に向くと思う。	
少ない資源（仕事）を市内業者できっちり回して継続的に技術者を確保することは企業の人材確保の面からも大切である。 行政の大きな目的の一つともいえる。 こういったことを慮った市役所の気持ちが業者に伝わっているかということも指摘しておきたい。	

⑤ 五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置工事

意見・質問	回答等
<p>民間のFMまいづるのためになぜ舞鶴市が公費の支出をするのか</p> <p>市では、防災行政無線もあるのではないかと。</p>	<p>大浦地区にはPAZがあり、加佐地区は浸水の被害が多い地域であることから、これらの地域の市の防災対策として取り組んだものです。</p> <p>市では、防災行政無線、メール配信、LINE、ホームページ等々のツールを使っていますが、災害時の伝達手段のさらなる充実（重層化）を図るためです。</p>
<p>2つの事業を1つにする合理性はどのように考えているか。</p>	<p>この事業は経済産業省の有利な補助を活用しています。</p> <p>再生可能エネルギーの理解促進を図り、加えてコミュニティFMのエリア拡大することで、地域の活性化と防災対策を合わせて行う必要があったものです。</p>
<p>補助率はどれくらいで、事業の内訳はどれくらいか。</p> <p>補助を有効に活用しているといえる。</p>	<p>補助率は10分の10です。</p> <p>補助の内訳は再生エネルギーが約4割、FM中継局関連が約6割です。</p>
<p>どのように積算をしたのか</p>	<p>機器等の金額の算定にあたり、設計コンサルには3社以上からの見積もりを行った上で最低価格での積算をお願いしたもので、根拠のあるものと考えています。</p>
<p>1者入札をもう少し制限することは出来ないか。例えば指名競争に切り替えるとか。</p> <p>1者入札は出来るだけ避けるべきだと思う。</p> <p>1者入札をどこまでやるかは、基準をつくるとか、手続きをどうするとか、もう少し考えたほうが良いと思う。</p>	<p>指名競争の場合は1者になると中止しています。</p> <p>一般競争入札の工事の場合、参加者が3者に満たない場合は、続行するか内容を見直すか検討します。また、電子入札で行っていますので、業者は他の競争相手の存在が分からないので、さらに競争性は確保されると考えています。</p>
<p>1者での入札結果は違和感を持たれる。その都度説明が必要なようでは制度に対する信頼性が揺らいでしまうと思う。</p> <p>これまでの審査案件にも1者の入札があった。説明責任のため、特殊な案件であることをしっかり記録に残し、エビデンスを残すようにする方がよい。</p>	

○ 「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善について」関係

意見・質問	回答等
<p>予定価格の事後公表の試行件数が少ないのはなぜか</p> <p>参加した業者から意見があったか。</p>	<p>実際にやってみると大変で、次の準備が整わないのが主な理由です。</p> <p>現在の事務の流れの中に、試行を入れていくので、非公表の部分の情報の取扱いが二重になる等、二の足を踏んでいます。</p> <p>入札に参加した業者から、意見はありません。かつては事後公表が当たり前でしたが、事後公表をやっているときに舞鶴市で漏洩事件が起きましたので、こういった事が起こらないよう慎重に行いたいと考えています。</p>
<p>事後公表の試行は、事前公表を止める事と表裏一体と考えてよいか。</p> <p>一部施行するとは、その部分を事前公表しないと言うことか。</p> <p>事前公表をしない事ができる工事がなかなか見つからないと理解できるが、継続して検討を続けてほしい。</p>	<p>完全な事後公表への移行はまずないと考えている。</p> <p>事後公表に適した工事があれば事後公表がよいと思います。令和元年の清掃事務所の工事はまさに適した案件でした。</p>
<p>最低制限価格制度の運用改善検討イメージは最低制限価格を全部公表してしまうように思え、いくつか懸念される。すんなり得心がいかない感じがあることも含めて、検討してほしい。</p>	<p>他の自治体でも設定範囲の係数を公表している所が多く、それを取り入れた検討イメージ案で合理性を考えたものです。</p>